

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年8月21日（金） 号外第75号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（48）（市町村課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例（49）（県民参画協働課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（50）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 6
◇ 企業局管理規程	鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程（3）（経営企画課）・・・・・・・・・・ 8

## 公布された条例のあらまし

## ◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の規定中引用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の条項を改める。
- (2) 施行期日は、令和2年9月1日とする。

## ◇鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

漁業法の一部改正に伴い、鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例について所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の規定中引用する漁業法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、令和2年12月1日とする。

## ◇鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

漁業法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 手数料の徴収について定めた規定中引用する漁業法の条項等を改める。
- (2) 施行期日は、令和2年12月1日とする。

# 条 例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第48号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事務</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     8の33 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      (1)～(6) 略                      (7) <u>第14条第7項(同条第13項において準用する場合を含む。)</u>の規定による調査の申請の受理及び知事への送付                      (8) <u>第14条第13項</u>の規定による製造販売の変更の承認の申請の受理及び知事への送付                      (9) <u>第14条第14項</u>の規定による製造販売の軽微な変更の届出の受理及び知事への送付                      (10)～(45) 略                 </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;">鳥取市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村等	略		8の33 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略 (7) <u>第14条第7項(同条第13項において準用する場合を含む。)</u> の規定による調査の申請の受理及び知事への送付 (8) <u>第14条第13項</u> の規定による製造販売の変更の承認の申請の受理及び知事への送付 (9) <u>第14条第14項</u> の規定による製造販売の軽微な変更の届出の受理及び知事への送付 (10)～(45) 略	鳥取市	略		<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事務</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     8の33 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      (1)～(6) 略                      (7) <u>第14条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)</u>の規定による調査の申請の受理及び知事への送付                      (8) <u>第14条第9項</u>の規定による製造販売の変更の承認の申請の受理及び知事への送付                      (9) <u>第14条第10項</u>の規定による製造販売の軽微な変更の届出の受理及び知事への送付                      (10)～(45) 略                 </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;">鳥取市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村等	略		8の33 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略 (7) <u>第14条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)</u> の規定による調査の申請の受理及び知事への送付 (8) <u>第14条第9項</u> の規定による製造販売の変更の承認の申請の受理及び知事への送付 (9) <u>第14条第10項</u> の規定による製造販売の軽微な変更の届出の受理及び知事への送付 (10)～(45) 略	鳥取市	略	
事務	市町村等																
略																	
8の33 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略 (7) <u>第14条第7項(同条第13項において準用する場合を含む。)</u> の規定による調査の申請の受理及び知事への送付 (8) <u>第14条第13項</u> の規定による製造販売の変更の承認の申請の受理及び知事への送付 (9) <u>第14条第14項</u> の規定による製造販売の軽微な変更の届出の受理及び知事への送付 (10)～(45) 略	鳥取市																
略																	
事務	市町村等																
略																	
8の33 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略 (7) <u>第14条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)</u> の規定による調査の申請の受理及び知事への送付 (8) <u>第14条第9項</u> の規定による製造販売の変更の承認の申請の受理及び知事への送付 (9) <u>第14条第10項</u> の規定による製造販売の軽微な変更の届出の受理及び知事への送付 (10)～(45) 略	鳥取市																
略																	

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その</p>	<p>(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その</p>

他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(58) 略

(58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第7項（同条第13項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第13項の承認を受けようとするときの調査 (1)～(7) 略	略
2 医薬品医療機器等法第14条第7項の期間を経過するごとの調査 (1)～(7) 略	

(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次の掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア～オ 略

(59の2)～(328) 略

2 略

他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(58) 略

(58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第9項の承認を受けようとするときの調査 (1)～(7) 略	略
2 医薬品医療機器等法第14条第6項の期間を経過するごとの調査 (1)～(7) 略	

(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次の掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア～オ 略

(59の2)～(328) 略

2 略

附 則

この条例は、令和2年9月1日から施行する。

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第49号**

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(適用除外) 第52条 略 2 第2章第2節の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 (1)・(2) 略 (3) 漁業法(昭和24年法律第267号) <u>第117条第1項</u> に規定する免許漁業原簿に記録されている個人情報	(適用除外) 第52条 略 2 第2章第2節の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 (1)・(2) 略 (3) 漁業法(昭和24年法律第267号) <u>第50条</u> に規定する免許漁業原簿に記録されている個人情報

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第2条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(他の制度との調整) 第15条 略 2 略 3 この節の規定は、次に掲げる書類等については、適用しない。 (1) 略 (2) 漁業法(昭和24年法律第267号) <u>第117条第1項</u> に規定する免許漁業原簿及びその附属書類	(他の制度との調整) 第15条 略 2 略 3 この節の規定は、次に掲げる書類等については、適用しない。 (1) 略 (2) 漁業法(昭和24年法律第267号) <u>第50条第1項</u> に規定する免許漁業原簿及びその附属書類

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第50号**

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(242) 略</p> <p><u>(243) 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項又は漁業法第119条第1項の規定に基づく漁業（総トン数5トン以上の漁船を使用して行うものに限る。）の許可</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>新たな許可</u> 1件につき2,900円</p> <p>イ <u>変更の許可</u> 1件につき2,400円</p> <p><u>(244) 漁業法第69条の規定に基づく漁業の免許</u> 1件につき3,700円</p> <p><u>(245) 漁業法第72条第6項の規定に基づく漁業権の共有の認可</u> 1件につき3,700円</p> <p><u>(246) 漁業法第76条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許</u> 1件につき2,500円</p> <p><u>(247) 漁業法第78条第2項の規定に基づく個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可</u> 1件につき1,200円</p> <p><u>(248) 漁業法第79条第1項ただし書の規定に基づく個別漁業権の移転の認可</u> 1件につき1,200円</p> <p><u>(249) 漁業法第88条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく休業中の漁業の許可</u> 1件につき2,500円</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(242) 略</p> <p><u>(243) 漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づく漁業の免許</u> 1件につき3,700円</p> <p><u>(244) 漁業法第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づく漁業権の共有の認可</u> 1件につき3,700円</p> <p><u>(245) 漁業法第22条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許</u> 1件につき2,500円</p> <p><u>(246) 漁業法第24条第2項の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可</u> 1件につき1,200円</p> <p><u>(247) 漁業法第26条第1項ただし書の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権の移転の認可</u> 1件につき1,200円</p> <p><u>(248) 漁業法第36条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく休業中の漁業の許可</u> 1件につき2,500円</p> <p><u>(249) 漁業法第65条第1項の省令若しくは規則又は漁業法第66条第1項の規定に基づく漁業（総トン数5トン以上の漁船を使用して行うものに限る。）の許可</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>新たな許可</u> 1件につき2,900円</p>

(250)～(328) 略 2 略	イ <u>変更の許可</u> <u>1件につき2,400円</u> (250)～(328) 略 2 略
----------------------	---

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

# 企業局管理規程

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県企業局管理規程第3号

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																												
<p>別表第1（第6条、第49条関係） 鳥取県営電気事業勘定科目</p> <p>資産の部</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>投資その他の資産</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">投資その他の資産</td> <td rowspan="4">略</td> <td rowspan="4">略</td> <td rowspan="4">略</td> <td rowspan="4">略</td> <td rowspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>長期前払消費税</td> </tr> <tr> <td>長期繰延運営権対価</td> </tr> <tr> <td>未収金</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>流動資産</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">流動資産</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>未収金</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">略</td> <td>営業未収金</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">「営業収益」科係収める金をい</td> </tr> <tr> <td>電力料繰延運営権対価未収金</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>負債の部</p> <p>4・5 略</p> <p>6 <u>繰延収益</u></p>	科目	款	項	目	節	備考	投資その他の資産	略	略	略	略	略	長期前払消費税	長期繰延運営権対価	未収金	略	略	略	略	略	略	科目	款	項	目	節	備考	流動資産	略	略	略	略	略	未収金	略	略	営業未収金	略	略	「営業収益」科係収める金をい	電力料繰延運営権対価未収金	略	略	略	略	略	略	<p>別表第1（第6条、第49条関係） 鳥取県営電気事業勘定科目</p> <p>資産の部</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>投資その他の資産</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">投資その他の資産</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>長期前払消費税</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>流動資産</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">流動資産</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>未収金</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">略</td> <td>営業未収金</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">「営業収益」科係収める金をい</td> </tr> <tr> <td>電力料</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>負債の部</p> <p>4・5 略</p> <p>6 <u>繰延収益</u></p>	科目	款	項	目	節	備考	投資その他の資産	略	略	略	略	略	長期前払消費税	略	略	略	略	略	略	科目	款	項	目	節	備考	流動資産	略	略	略	略	略	未収金	略	略	営業未収金	略	略	「営業収益」科係収める金をい	電力料	略	略	略	略	略	略
科目	款	項	目	節	備考																																																																																								
投資その他の資産	略	略	略	略	略																																																																																								
						長期前払消費税																																																																																							
						長期繰延運営権対価																																																																																							
						未収金																																																																																							
略	略	略	略	略	略																																																																																								
科目	款	項	目	節	備考																																																																																								
流動資産	略	略	略	略	略																																																																																								
						未収金																																																																																							
略	略	営業未収金	略	略	「営業収益」科係収める金をい																																																																																								
		電力料繰延運営権対価未収金																																																																																											
略	略	略	略	略	略																																																																																								
科目	款	項	目	節	備考																																																																																								
投資その他の資産	略	略	略	略	略																																																																																								
						長期前払消費税																																																																																							
略	略	略	略	略	略																																																																																								
科目	款	項	目	節	備考																																																																																								
流動資産	略	略	略	略	略																																																																																								
						未収金																																																																																							
略	略	営業未収金	略	略	「営業収益」科係収める金をい																																																																																								
		電力料																																																																																											
略	略	略	略	略	略																																																																																								

科目	款	項	目	節	備考			
繰延収益	略 長期前受金収益化累 計額 繰延運営権対価 繰延運営権対価収益 化累計額 運営権者更新投資 運営権者更新投資収 益化累計額							
		資本の部 略						
		収益の部						
		9 収益						
		電気事 業収益	営業収益	電力料	略 太陽 光発 電電 力料	略		
							繰延運営権対 価収益	略
							運営権者更新 投資収益	
	略	略	略	略				
費用の部 略								
鳥取県営工業用水道事業勘定科目・鳥取県営埋立 事業勘定科目 略								

科目	款	項	目	節	備考			
繰延収益	略 長期前受金収益化累 計額							
		資本の部 略						
		収益の部						
		9 収益						
		電気事 業収益	営業収益	電力料	略 太陽 光発 電電 力料	略		
							繰延運営権対 価収益	略
							運営権者更新 投資収益	
	略	略	略	略				
費用の部 略								
鳥取県営工業用水道事業勘定科目・鳥取県営埋立 事業勘定科目 略								

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県企業局財務規程別表第1の規定は、令和2年度以後の鳥取県営電気事業の会計経理について適用する。